2017 12月号

2017年12月1日 発行

東海日中貿易センター

TOKAI JAPAN-CHINA TRADE CENTER

中国港湾物流視察団が中越視察

当センターの部会である「東海日中海運懇話会」は、10月30日(月)から11月５日(日)にかけて、中国港湾物流視察団を派遣した。

今回の団長には、飯田輝智氏(東海日中海運懇話会会長／名港海運㈱専務取締役)、副団長には髙見昌伸氏(東海日中海運懇話会副会長／伊勢湾海運㈱専務取締役)、大野孝弘氏(名古屋港管理組合建設部次長)が就任し、東海地区の港湾物流企業、商社等から事務局を含め総勢30名の団構成となった。

今回は中国政府の掲げる「一帯一路」経済圏構想により、インフラ整備が進められ、貨物取扱量が着実に増加している広州港南沙港区(コンテナターミナル及び自動車埠頭)を視察し、広西チワン族自治区の南寧を経由し、ベトナムとの国境である「友誼関」から陸路徒歩でベトナム(ドンダン)に入国した。ベトナムでは、首都ハノイを中心とするベトナム北部の主要港であるハイフォン港の内、ディンブー港及び中国資本の企業で、同港内でコンテナターミナルを運営しているSITCベトナム社を訪問し、港湾状況を視察すると共に、日系物流企業、日系企業を誘致している工業団地を視察した。

尚、同視察団は1998年より毎年派遣しており、2006年には同じく広西チワン族自治区の東興市から徒歩でベトナム(モンカイ)へ入国(海岸線ルート)したが、今回はもう一つのルートである友誼関～ドンダンのコース(内陸ルート)を視察した。

【広州港・南沙港区】

広州港は４つの港区(内港港区、黄埔港区、新沙港区、南沙港区)で構成され、今回視察した南沙港区は最も南端に位置し、規模が一番大きい。南沙港区は珠江デルタの中心部に位置し、同地域の産業発展に大きく寄与できる港として注目されており、整備が進められている。またその地理的優位性から物流コストが低く抑えられるため、今後益々発展することが期待されている。

南沙港区・コンテナターミナルにて

南沙港区の岸壁は全長5,718mで、水深は15.5～17mとなっており、第１～３期のコンテナバースがあり、第１期に４バース、第２期に６バース、第３期に６バースある。第２期には日本向けの航路があり、第３期には、コンテナ業務以外にも国際フェリー業務があり、沖縄向けのクルーズ船も就航しているとの事。

主　要　目　次

中国港湾物流視察団が中越視察 …… 1
年末年始のご案内 …… 4
静岡県・浙江省友好提携締結35周年記念式典に参加 …… 5
習近平政権　二期目の人事が始動 …… 6
2018年会員新年賀詞交歓会のご案内 …… 6
中国実務セミナー 最新　中国工場移転・持分譲渡の実務 …… 7
共催セミナー 当面の中国経済状況と日系企業事例報告 …… 7
交流記録 …… 8
12月以降の行事案内 …… 9
第122回中国輸出入商品交易会　結果報告
　成約額が春季に続き300億ﾄﾞﾙ越え …… 9
西安デスクＮＥＷＳ …… 10
寄稿 中国労働仲裁、労働裁判の法制度及び実務(まとめ) …… 11
〈中国短信〉 …… 15
中国経済データ …… 16

南沙港区は2004年９月28日に運用を開始し、同年のコンテナ貨物取扱量は約13万TEUのみであったのに対し、今年2017年には1,400万TEU/年となる見込みで、取扱量は毎年約100万TEU増加している。

訪問当日、広州港股份有限公司の宋小明副総経理から次のように広州港全体の紹介が行われた。

＜広州港について＞

広州港のバース数は769カ所、岸壁の長さは57.6㎞、世界80ヵ国余の国・地域、350カ所の港湾と貿易の往来を結んでいる。2016年の貨物取扱量は5.44億㌧（国内４位、世界６位）、コンテナは1,885.8万TEU（国内４位、世界７位）となっている。

広州港の管理運営会社は、広州港集団有限公司で、港湾運営以外にフェリーの運営、海陸（海運・鉄道）輸送、金融事業、不動産、水産加工の事業も展開している。

広州港には３つの優位性があり、１つは、珠江デルタの中心に位置することから、背後地各所へのアクセスが良く、物流コストを低く抑えることができる。２つ目は、取扱貨物の種類が豊富であり、コンテナ、バラ物、石油、自動車等、取扱いは様々で、利用者のニーズに応えることができる。３つ目は、中国で２番目に指定された自由貿易試験区があり、また南沙港区には広東省で初となる保税港区が設立された事により、発展が拡大している。

近年、「珠江デルタ」経済圏より更に範囲を拡大した経済圏である「粤港澳大湾区」（広州、佛山、肇慶、深圳、東莞、恵州、珠海、中山、江門の９市と 香港、マカオの特別行政区で構成）の構築が進められており、その経済圏の中心に位置する広州港の担う役割は更に重要となってきており、広州市全体をシンガポールのような「国際航運センター」にすべく、その基礎作りが進められている。

【南沙自動車埠頭】

同自動車埠頭を運営する広州港南沙汽車碼頭有限公司は、広州港股份有限公司、広州汽車集団商貿有限公司、NYKホールディングス（ヨーロッパ）等の４社の合弁企業で、2006年６月６日から運営が開始されている。

埠頭の総面積は43万㎡、ヤードの面積は37万㎡で、ヤードでは最大２万台の完成車を保管可能。埠頭の岸壁の長さは623mで、水深は12m、３つの専用バースがあり、現在中国内では最大級の自動車専用埠頭となっている。敷地内に路面のモータープール以外に、８万㎡の多層型屋内モータープールもある。

2016年の取扱量は54万台で、海外向けには、欧州、地中海、東南アジア、北アメリカ、アフリカ等の輸出航路と、日本、韓国、欧州、アメリカ等の輸出入航路を有している。その取扱いはポルシェ、BMW、アウディ、ベンツ、ランドローバー、ジャガー、ホンダ、日産、現代、スバル等広くカバーされている。

一方、中国国内では全国各地で生産されている車種を取扱っており、天津港、上海港、大連港、煙台港、海口港間で往来がある。

埠頭敷地内には税関、検疫の出張所があり、輸出入におけるワンストップ手続きが可能となっている。

今後更なる拡張計画があり、2019年には、岸壁の長さが1.68㎞となり、最終的には７万㌧級の船舶が停泊可能なバースを７つ建設する予定。また、自由貿易試験区のエリアも完成すれば、面積は150万㎡の規模になり、取扱能力も180万台となる予定。

【中国からベトナムへ】

広州の視察を終えた視察団は、高速鉄道を利用し、広州南駅から広西チワン族自治区南寧東駅へ移動した。時速は平均して150㌔弱と高速鉄道では「Ｄ」に分類される鉄道だったので３時間超の移動時間となった。

翌日、南寧からバスで約３時間かけてベトナムとの国境である「友誼関」へ移動した。友誼関近くの山腹には「一帯一路 合作共赢」（一帯一路 ウィンウィンな協力）と大きなスローガンが掲げてあり、ベトナムとの経済協力を推し進めていく姿勢が伺えた。

友誼関からは徒歩で国境を越えベトナム（ドンダン）に入境した。ベトナムへ入境後、国道をひたすら走り、途中休憩を入れながら約６時間かけて「海の桂林」として有名な都市「ハロン市」へ到着。この

日一日で約500kmを12時間以上かけて移動した。

中国からベトナムへの国境越えの道路事情は、中国側は国境の友誼関まで高速道路が開通してスムーズに移動することができるのに対し、ベトナム側では未だ高速道路が整備されておらず、一般道(国道)しかなく、片道一車線であることから、前に低速で走るトラックがあると、しばらくの間それに続くしかなく、また状況を見て追い越しをするなど、危険が伴う走行をするような状況であった。

ベトナム北部ではハノイからハイフォンまでの高速道路(全長105.5km)が日本のODAによって建設され、2015年12月に開通しており、ハノイ－ハイフォン間は約１時間30分で結ばれている。現在はハイフォンからハロンを経由して、中国の国境(広西チワン族自治区東興市)までの高速道路建設が行われており、来年には開通する予定となっている。これにより、首都ハノイから世界遺産である「ハロン湾」までのアクセスが改善されるだけでなく、中国との陸路による物流ネットワークが急増するものと期待されている。

建設中の高速道路

ハロン市で一泊した視察団は、ベトナム北部の港湾都市であるハイフォンへ移動した。

【ベトナム・ハイフォン港】

今回のベトナムでの視察は、豊田通商㈱及び豊田通商ベトナム社の全面的なバックアップを受け、訪問各地へのアポイント及び当日の随行により順調に進んだ。

ハイフォン港は、ベトナム北部の玄関口と言われ、ベトナムでは第２位、北部では最大の港であるが、水深が７ｍ前後と浅く、入港できるコンテナ船も700TEUから1,400TEUクラスとなっている。主に日本を含むアジア路線がメインとなっており、欧米向けコンテナ貨物は、香港或いはシンガポール等で積み替えるケースが多い。

ちなみに、「ハイフォン港」とは、CAM川沿いにある13ヵ所の河川港区の総称であり、今回の視察団ではその中の「ディンブー港」の公共コンテナターミナル、合弁でコンテナターミナルを運営しているSITS・ベトナム社、大規模な倉庫を有し物流事業を展開している「郵船ロジスティクス」、日系企業を誘致している「ディンブー工業団地」を視察した。

余談であるが、ベトナム北部にはもう一つ、深水港の「カイラン港」があり、河川港であるハイフォン港より発展する予定だったが、カイラン港の周辺には、1994年にユネスコの世界遺産に登録された「ハロン湾」がある事から、船舶の航行(特に大型船)に規制が生じ、これまで以上の発展が難しくなった。

そこで、ハイフォン港が再度見直され、ハイフォン港沖にある「カットハイ島」を「ラックフェン国際深水港」として建設が進められており、2018年の開港を目指している。既に日本が支援する初の大規模PPP案件(官民協力プロジェクト)として総事業費1,400億円を投じ、全長15kmの橋が開通している。

【ディンブー港コンテナターミナル】

以前はマングローブ林だった「ディンブー港」は13年前に開港、毎年貨物取扱量が増加しており、最近のコンテナ貨物取扱量は、2014年55万TEU、2015年60万TEU、2016年64万TEUで、2017年には65万TEUになる見込みであり、ハイフォン港全体の約55％を占めている。

同港には、毎週８便の定期航路があり、その内５便が日本向けとなっている。日本航路の内、東京向けが３便、関西向けが２便となっている。また５便の日本航路の内、SITCベトナム社のターミナルが４便と、同社の取り扱いのディンブー港全体に寄与している割合が高くなっている。

ディンブー港周辺では、最近海外からの進出企業が増加しており、それに伴って貨物取扱量も増加することが予想されている。また今後は更にガントリークレーンを２基、CYではブリッジクレーンを４基導入し、増加する貨物に対応すべく準備が進められていた。

ディンブー港全体の説明を聞いた視察団一行は、その後コンテナターミナルへ移動し、現場の視察を行った。

【SITC・ベトナム社】

同社は、中国・上海市に本社を置く船会社「海豊国際控股有限公司(SITC INTERNATIONAL HOLDINGS CO., LTD.)」の出資により、2009年に

ハイフォン市に設立。ハノイ・ダナン・ホーチミンに事務所を構え、ベトナム全土で営業を展開している。

同社はディンブー港で独自のコンテナターミナルを運営しており、保有ヤードは３ヵ所で、総面積は12ha（12万㎡）となっている。ここでは、コンテナの保管、倉庫、通関手続き等、ワンストップサービスを展開している。

SITC・コンテナターミナル

【郵船ロジスティクス　ハイフォン・ロジクティクスセンター】

ディンブー工業団地内に設立されている郵船ロジスティクス社の「ハイフォン・ロジクティクスセンター」を訪問し見学した。

このセンター内倉庫の総面積は12,000㎡で、同社がベトナム国内に有する倉庫の中で最大の倉庫となっている。倉庫内は一般倉庫、CFS（コンテナ・フレイト・ステーション）、保税倉庫に仕切られており、その他にコンテナデポ、トラックデポが併設されている。

取扱量が年々増加しているため、6,000㎡の新倉庫を建設中で、2018年早々には完成する予定だそうだ。

【ディンブー工業団地　(DEEP C工業団地)】

同工業団地は、1997年にベルギーのRent A Port社とハイフォン市の合弁で設立した工業団地で、総投資額は30億ドル、現在65社の入居があり、その内日系企業は14社となっている。

同工業団地はハイフォン市内に３か所、近隣のクアンニン省に２か所の団地を運営しており、５か所全体の総面積は3,400万㎡となっている。各団地では、基本的インフラは整備されており、また5,400㎡のレンタル工場・倉庫も完備しており、今後は更に４棟の建設も計画されている。

最近のホットなニュースとしては、ベトナム最大の不動産企業である「VINグループ」が、同工業団地内でベトナム初の国産車（乗用車）製造企業を設立することが決定した。同プロジェクトでは、2019年には10万台を生産し、2025年までには50万台を目指し、今年９月３日から工場建設が着工している。

中国が提唱する「一帯一路」構想であるが、中国国内では至る所でそのプロジェクトや、発展計画を垣間見ることができた。ベトナム政府は、経済連携、地域連結構想等この構想に賛同しているものの、具体的なプロジェクトが未だ少ないらしく、ベトナム国内ではあまり浸透していない状況であると感じた。今後中国・ベトナム両国政府がどのような形で協力し、具体的なプロジェクトを立ち上げるか注目したいところだ。

今回の視察は、毎日移動し、宿泊ホテルも毎晩替わるという大変きついものであったが、30名の団員は大きく体調を崩すことなく、予定通り視察を終え無事帰国することができた。

※視察団の各訪問先での詳細な記録は、後日、報告書を作成しますので、ご希望の方はご一報ください。

弊センター年末年始休日のご案内

年内の業務は12月28日（木）午前にて終了させていただきます。2018年の業務開始は１月５日（金）から開始いたします。なお、弊センター北京事務所も同様とさせていただきます。

また、会報誌「東海日中貿易センター」新年号は１月９日（火）発行予定で、メールマガジン「東海日中貿易センター NEWS」は１月17日（水）配信予定です。

静岡県・浙江省友好提携締結35周年記念式典に参加

静岡県と中国浙江省の友好提携締結35周年記念式典に出席する為、静岡県代表団(団長：川勝平太知事)が11月12日～15日にかけて浙江省を訪問した。

県代表団は知事をはじめとして、県、県議会、市町、民間団体などの代表者470人あまりで構成され、更に現地では、浙江省に進出している静岡県内企業の関係者が合流して、総勢500人超のメンバーとなった。

当センターからは、大野大介常務理事兼事務局長が、同代表団を構成する静岡県各界友好代表団(団長：栗原　績・静岡県日中友好協議会理事長以下94名)の一員として参加し、静岡県・浙江省友好提携締結35周年記念式典及び同祝賀会に出席した。

＜G20会場視察＞

13日午前、G20の会場となった杭州国際展覧センターを視察した。会場内は当時の状態で保存されており、サミット会場や午餐会の会場を参観した。

G20サミット会場参観

黒檀で作られたテーブルや椅子に加え会場内の壁の彫刻や書画、絨毯などは豪華であるが非常に厳かな雰囲気があった。

同会場の向かい側は、2022年９月に開催予定の第19回アジア競技大会の会場が建築中で、昨年のG20に続く、アジア大会による影響で、道路や地下鉄が整い、花や緑あふれる美しい街へと整備が進む見込みである。

昼食は、杭州花家山荘３号楼で浙江省人民対外友好協会による歓迎宴会があり、阮忠訓・同協会常務副会長の挨拶に続き、静岡県各界友好代表団顧問の森延彦・函南町役場町長が答礼の挨拶をした。

杭州花家山荘は１号楼から３号楼まであり、１号楼(桂花楼)は、1994年に静岡県と浙江省の友好交流の拠点である「静岡浙江友好会館」として静岡県と浙江省が共同建設した経緯がある。

＜静岡県・浙江省友好提携35周年記念式典＞

13日午後、浙江省人民大会堂にて、同式典が梁黎明・浙江省人民政府副省長の司会により開催され、車俊・中国共産党浙江省委員会書記、浙江省人民代表大会常務委員会主任、川勝平太・静岡県知事が挨拶した。

車俊書記は、「友好提携35周年を機に互いの潜在力を発揮し、両国の発展に新しいエネルギーを注入しよう」と述べ、両省県民の継続訪問、中小企業の相互交流、青少年交流と次代育成を提言した。

川勝平太知事は、「全面的に賛成する」と応じ、共に世界遺産の富士山と西湖に触れながら「(静岡県と浙江省は)恋人のような関係」と強調し、また、静岡富士山空港や清水港を中心にした人的交流や物流の発展を促進する考えを示した。

続いて、浙江省技術研修生を代表して、顧亜明・浙江省衛生と計画生育委員会基層処副処長、浙江省進出静岡県企業を代表して、新美光司・アスモ(杭州蕭山)微電機有限公司総経理が挨拶をした。

その後、川勝平太知事と袁家軍・浙江省委副書記、省長により、「継続的にメリットを享受できるよう、さらなる交流の深化をめざすとともに、一層強固な関係を構築していく」とする「静岡県と浙江省の交流深化に関する共同宣言」を発表した。

静岡県と浙江省の交流深化に関する共同宣言を締結

また、式典では、川勝平太知事に浙江省の名誉省民が授与された。

同式典には、静岡県と浙江省の関係者ら860人が参加して盛大な式典となった。

式典終了後の歓迎晩餐会では、出席者は35年の友好交流の思い出を肴にして、静岡県の美味しい地酒や紹興酒などが振舞われ、晩餐会を大いに楽しんだ。

習近平政権　二期目の人事が始動

10月25日に開かれた第19期中央委員会第１回全体会議（１中全会）で、習近平政権二期目の人事として、政治局の委員25名とその中から選ばれた常務委員７名（最高指導部、チャイナセブン）が決まった。常務委員は習近平総書記と李克強首相の除く５人が新任となった。

二期目の指導部は、今回の第19回党大会から2022年の第20回党大会までの５年間にわたり、中国という巨大船のかじ取りを担う。

中国共産党にとって今後５年間は重要な時期にあたる。習近平氏が2012年の総書記就任時に掲げた「２つの百年目標」のうち、１つ目の目標「党設立100周年を迎える2021年までに小康社会（ややゆとりある社会）の全面的な実現」までは後４年と迫っている。

そして２つ目の目標「中華人民共和国建国100周年を迎える2049年までに富強、民主、文明、調和の社会主義近代化国家の建設」を実現する上でも走り続けなければならない時期でもある。

１つ目の目標の達成はほぼ「射程圏内」と見られているものの、「百里を行く者は九十里を半ばとする（物事は最後の段階に近づけば近づくほど気を緩めてはならない）」と、習総書記は党大会の報告で全党員に呼びかけ、二つの目標が達成された最終形態「中国の夢」（チャイナドリーム、中華民族の復興）に向けて突き進む構えである。

第二期 習近平政権の顔触れ

党中央		氏名	年齢	肩書（政治局委員就任時）
政治局委員	政治局常務委員	習近平	64	総書記
		李克強	62	首相
		栗戦書	67	中央弁公室主任
		汪　洋	62	副首相
		王滬寧	62	中央政策研究室主任
		趙楽際	60	中央組織部長
		韓　正	63	上海市党委書記
		丁薛祥	55	総書記弁公室主任
		王　晨	66	全国人民代表大会副委員長
		劉　鶴	65	中央財経指導小組弁公室主任
		許其亮	67	中央軍事委員会副主席
		孫春蘭	67	中央統一戦線工作部長(女)
		李　希	61	遼寧省党委書記
		李　強	58	江蘇省党委書記
		李鴻忠	61	天津市党委書記
		楊潔篪	67	国務委員
		楊暁渡	64	観察相
		張又侠	67	中央軍事委員会委員
		陳　希	64	中央組織部筆頭副部長
		陳全国	61	新疆ウイグル自治区党委書記
		陳敏爾	57	重慶市党委書記
		胡春華	54	広東省党委書記
		郭声琨	63	中央法政委員会副書記
		黄坤明	60	中央宣伝部筆頭副部長
		蔡　奇	61	北京市党委書記

2018年会員新年賀詞交歓会のご案内

2018年は、二期目の習近平政権の幕開けの年であり、日中関係にとりましても2017年の日中国交正常化45周年に続いて、日中平和友好条約締結40周年という節目の年を迎えます。

日中両国の関係改善、経済交流の発展には、民間の経済協力が不可欠であり、中国が掲げる「一帯一路」発展構想をはじめとした経済政策が会員各社の中国ビジネスにとって商機となることを期待したいと存じます。

こうした状況の下、当地方と中国との友好と経済協力関係の一層の発展を期し、鄧偉総領事はじめ中国駐名古屋総領事館の皆様をお招きし、新年のスタートを皆様の更なるご活躍を祈念すると共に、会員各位の相互交流の場として会員賀詞交歓会を開催します。

新年にてご多用の折とは存じますが、何卒お繰り合わせの上ご出席賜りますようご案内申し上げます。

＜開催要項＞

日　時：2018年１月18日(木)　12：00 ～ 13：30
会　場：名古屋観光ホテル　３階　那古の間
形　式：立食パーティ
会　費：お一人様　5,000円
　　（当日受付にて申し受けます。）
申　込：E-mailにてsoumu@tokai-center.or.jpまで

中国実務セミナー

最新　中国工場移転・持分譲渡の実務

10月27日午後、㈱アウトバウンドマネジメントの日上正之代表取締役・税理士(写真)を講師として招き、標記セミナーを開催した。

大手監査法人の勤務時に上海に赴任し、進出支援を行ってきた講師は近年、日系企業の移転や撤退に関する支援を多数手掛けており、セミナーでは最近の事例を中心に解説が行われた。

中国からの撤退の選択肢のうち、清算に比べ進めやすいとされる持分譲渡であるが、それでも労務問題や税務問題に直面することが多いと講師は指摘。労務問題の一例として、持分譲渡は株主が変わるだけで、従業員の雇用が継続されるとしても、従業員の中に、「日系企業に勤めているのであって、中国系企業に勤めている訳ではない」との意識があり、法的な根拠がないにも関わらず、企業側の意向で労働契約を解除する場合と同様に経済補償金が求められるケースが少なくないとの説明があった。

当日は37名が受講した。

共催セミナー

当面の中国経済状況と日系企業事例報告

11月14日、標記セミナーを華鐘コンサルタント(上海市)、三井住友銀行及び当センターとの共同で開催。セミナーは３部構成で、華鐘コンサルタントの３名がそれぞれ講師を務めた。

第１部は「急速に拡大する中国のIoT・Fintech・EC関連経済」と題し、古林恒雄董事長兼総経理(写真)が講演。古林董事長は中国のアリババやテンセントが時価総額で日本最大のトヨタ自動車の倍以上に上っていることが示すように、中国のネットビジネスは急成長している。日本で報じているほど中国には規制がない。自由な環境、政府による起業促進策が奏功している」と紹介した。

講演はＩＴに留まらず、日本のマスコミの報道姿勢、その影響を受けた日本人の中国観に関する懸念も際立った。典型例として、米ピュー研究所(Pew Research Center)が2015年に世界45,345人に行った国際世論調査の結果が取り上げられ、「中国は最終的にアメリカに替わり世界をリードする超大国になるか？」との設問に、大半の国の人々が「そう思う」と答えているのに対し、日本とベトナムのみ「あり得ない」と答えた人が圧倒的に多かったとのデータが示された。

また講師は「中国はGDPで2030年にはアメリカを抜くと目されているが、購買力平価に換算した

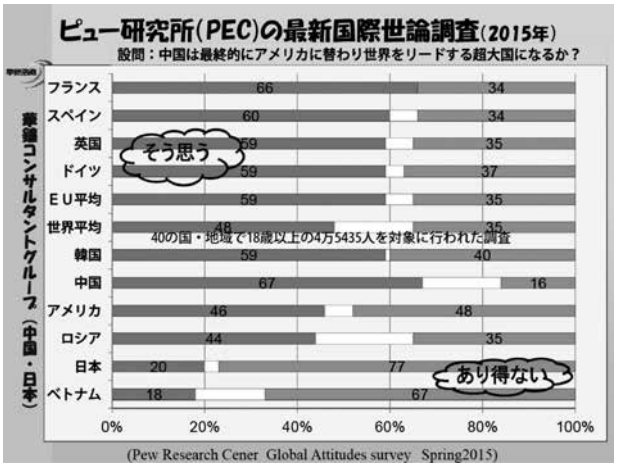

作成：華鐘コンサルタント 古林恒雄董事長

GDPではすでに2014年に中国がアメリカを抜いていると米CIAなどが発表している。日本では昔から“中国崩壊論”を言う学者などがいるが、根拠がないものばかりで崩壊論そのものがすでに崩壊している。日本のマスコミは先日の党大会について権力闘争があるなどと騒ぎ立てていたが、そんなものは存在せず、至って無難な人事が行われたに過ぎない」と冷静に中国の動向を見るよう促した。

第２部では「事例報告① 内部統制制度の構築と不正行為の防止策」をテーマに高倉洋一東京事務所長が、第３部では「事例報告② 工場移転、工場進出、労務対策、新工作許可制度」を能瀬徹副総経理が事例を交えながら解説した。

本セミナーには76名が聴講した。

交流記録

＜中国国際貿易促進委員会長春市委員会訪日団＞

11月７日(火)午後、中国国際貿易促進委員会長春市委員会の王金玉副会長一行５名が当センターを訪れ、大野大介常務理事兼事務局長と石原和巳業務グループ長が対応した。

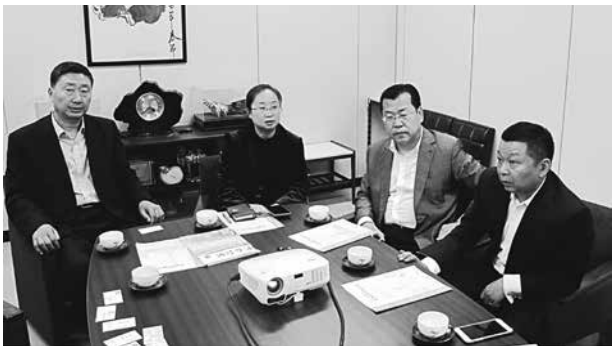

左から王副会長、王部長、韓董事長、胡副総裁

大野常務理事が９月に吉林省長春市を訪問した際に、現地で面談・会食し、その際にメッセナゴヤを参観したいとの要望があった。

その後、具体的に訪日の連絡を受け、当センターが一行を招聘した。

一行には中国で展覧会の運営を手掛ける百瑞国際会展集団及び同集団参加の展覧会運営会社のトップが含まれ、東京モーターショウとメッセナゴヤを視察して、会場内、広告など日本の運営手法を参考にしたいとのことだった。

特に同集団は、長春、北京、上海、天津、成都など中国各地でモーターショウをはじめとした展覧会の運営に実績がある。今後は、海外の展覧会運営会社と提携していく計画があり、既にフランスの運営会社と協議中との紹介があった。

翌日は、大野常務理事が随行して、メッセナゴヤを参観したところ、一行からは来年は長春市の企業をまとめて出展するか、参観したいとの声が上がった。

また、参観する中で、いくつかの企業に関心が寄せられ、商談する場面もあった。

王金玉　中国国際貿易促進委員会長春市委員会副会長
王冬梅　同　国際聯絡部部長
韓葆霜　百瑞国際会展集団有限公司　董事長
胡　山　百瑞国際会展集団有限公司　副総裁
李海彦　長春博信国際会展有限公司　総経理

＜南京志業光電精密技術有限責任公司訪日団＞

11月14日(火)午前、江蘇省国際交流センター駐日事務所に駐在していた黄勇部長の紹介で南京志業光電精密技術有限責任公司の張慧玲一行６名が当センターを訪れ、原田副会長と佐合業務グループ担当が対応した。

同社は光学の分野で、主に接眼ミクロメーター(レチクル)を生産しており、双眼鏡(スポーツ用から軍事用まで)、天体望遠鏡、顕微鏡等において使用される。製品の50%は日本、アメリカ、ヨーロッパ等、海外向けに輸出している。

接眼ミクロメーター以外に、レンズのコーティングも行っているが、顧客の要求が年々高くなっており、既存の加工設備では顧客のニーズに合わなくなっているとし、新型を購入する際は、品質の良い日本製の設備を考えているとのこと。

張総経理は、昨年長野県飯田市で開催された日中異業種企業交流会に参加した際、飯田市にある精密機械メーカーと親睦を深め、今回はその精密機械メーカーの紹介で、複数の企業への訪問交流を目的に来日した。

一行は11月12日～17日まで６日間に亘り、長野県、愛知県、東京等で交流活動を行った。

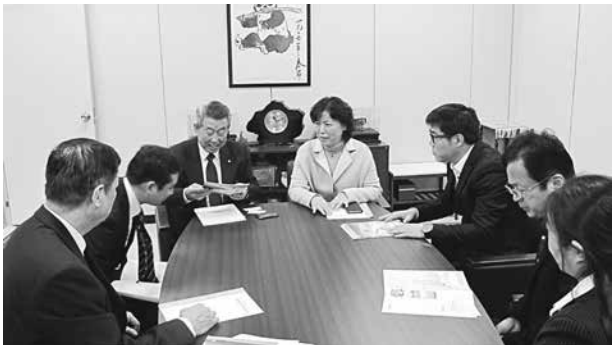

張　慧玲　南京志業光電精密技術有限責任公司総経理
欧陽思敏　同　財務総監
王　　悦　同　弁公室主任
邵　則萍　同　技術部主管
石　亜平　同　動力部主管
黄　　勇　江蘇省対外交流公司海外研修一部部長

12月以降の行事案内

実務セミナー

「次世代　中国ビジネス人材育成のススメ」

日時：12月13日(水)13：30 ～ 16：30
会場：名古屋商工会議所ビル　３階　第６会議室
講師：三潴正道　麗澤大学　客員教授
　　㈱グローヴァ　顧問
定員：60名(先着順)
対象：経営陣、人事担当者、海外事業担当者等
※講師との昼食交流会
　12時より１時間程度、セミナー開催前に講師との昼食交流会を開催します。先着５名(参加無料)

賀詞交歓会

「2017年会員賀詞交歓会」

日　時：１月18日(木)12：00 ～ 13：00
会　場：名古屋観光ホテル ３階　那古の間
参加費：御一人様　5,000円
※詳細はＰ６に掲載。

後援行事

「第12回名古屋中国春節祭」

日時：2018年１月６日(土)11：00 ～ 18：00
　　７日(日)・８日(祝)10：00 ～ 18：00
会場：名古屋市中区栄・久屋広場
主催：名古屋中国春節祭実行委員会
共催：中国駐名古屋総領事館
主な出展予定：
　中国屋台・中国食品・食材
　中国物産・雑貨、書道文化
　中国旅行観光の案内、留学・健康コーナー
　中国楽器・民族舞踊
　中国獅子舞・龍舞・雑技・武術・太極拳

第122回中国輸出入商品交易会　結果報告

成約額が春季に続き300億ドル越え

広東省広州市にて毎年春季と秋季の２回開催される中国最大規模の見本市である中国輸出入商品交易会(通称：広州交易会)が、10月15日から開催され、11月４日に閉幕した。

中国全土から家電、雑貨、衣料品、食料品、陶磁器などを取扱う輸出業者が出品し、海外から来場するバイヤーと商談する場で、中国ビジネスの登竜門的に位置付けられ、毎回足を運ぶバイヤーも少なくない。

前回春季(第121回)は、24,098社の中国企業と620社の外国企業との商談が行われ、成約高 は300.2億ドルだった。

今回は昨年秋より3.4％多い19万1,950人のバイヤーが来場。バイヤー上位10カ国・地区は、香港、アメリカ、タイ、インド、韓国、ロシア、台湾、日本、マレーシア、オーストラリアの順だった。

バイヤーが昨年秋よりも増加し、成約高も302億ドルと、春季に続いて300億ドル越えとなった。

成約高の内訳を見ると、１位は159億ドルを成約した電機製品で、全体の52.7％、２位は80億ドルを成約した軽工業品、同26.5％、第３位は17.4億ドルを成約した繊維アパレル品、同5.8％となっている。

交易会・広報担当の徐兵 中国対外貿易センター副主任は、バイヤー数、成約額のいずれも増加したと述べる一方で、中国の対外貿易は依然「原材料価格の上昇」、「人民元為替相場の変動」、「先進国製造業の回帰」等による影響に直面していることを認識しておかなければならないと指摘した。

次回の春季は18年４月15日から開催される予定である。

【地域別バイヤー来場者数】全体191,950人

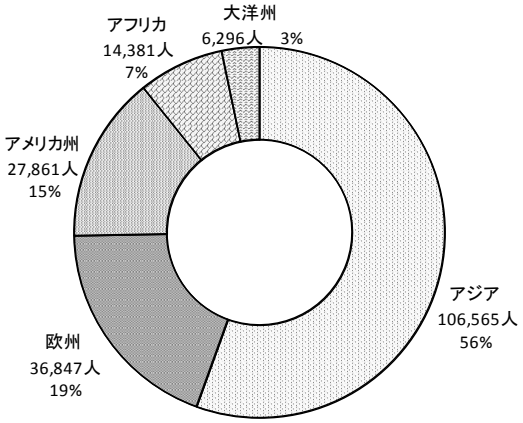

中国(陝西)自由貿易試験区グローバル普及大会を開催

10月28日、西安国際港務区、中国国際貿易促進委員会、中国国際貿易促進委員会西安市分会の共催で、標記大会が開催され、参加した35ヶ国、135名の商務代表に対し、中国（陝西）自由貿易試験区のPRを行った。

大会会場

中国（陝西）自由貿易試験区は今年の４月１日に開業、総面積は119.95㎢で、中心エリア（87.76㎢）、西安国際港務区エリア（26.43㎢）、楊凌示範区エリア（5.76㎢）の３つのエリアから構成されており、当区が管理・運営する西安国際港務区エリアにおいては、国際貿易、近代物流、金融サービス、観光、eコマース（電子商取引）が重要産業として位置づけられており、「一帯一路」における内陸部の国際貨物中枢港となるべく整備が進められている。

西安国際港務区の黄瑜暉副主任がプレゼンテーションを行い、「西安港は中国で唯一国際・国内のいずれにおいても代表コードを保有する内陸港で、現在はプロロジス、招商局物流集団有限公司、広匯汽車服務股份公司をはじめとする物流産業が集積している。また一達通（OneTouch・アリババグループの貿易総合プラットフォーム）、京東集団、蘇寧、国美在線（Gome Online）等のEC産業の集積地でもあり、EC関連企業約600社が進出し、16年のインターネット小売売上高では西安市全体の80%のシェアを占める。金融産業も急成長しており、エリア内にあるリース企業数は陝西省全体の60%、ファクタリング企業数は90%を占めている」と述べた。

続いて、西安総合保税区、西安港、西安港輸入ワイン交易センター等の現場視察が行われ、西安国際港務区の取り組みについてPRした。

貨物列車の新路線、コウヴォラ行きが開通

11月10日、中国・ヨーロッパ間を横断する国際貨物列車（中欧班列）の新路線が開通した。本線は、西安ーコウヴォラ（フィンランド南部にある人口約９万人の都市）間で、距離は片道9,110kmに及び、終着駅までの所要日数は17日で、途中カザフスタン、ロシアを経由する。

コウヴォラ行き貨物列車

西安とアジア・ヨーロッパを結ぶ路線は、これまでアルマトイ（カザフスタン）、ワルシャワ（ポーランド）、ハンブルグ（ドイツ）、モスクワ（ロシア）間で運行が始まっており、４月には、ブダペスト（ハンガリー）行きが開通、今回のコウヴォラ行きは、６本目のルートになる。

本線は、西安国際港務区陸港集団、フィンランドコウヴォラ改革集団等の提携によりプロジェクトが進められ開通に至った。西安港発・国際貨物列車の路線が更に増えたことで、西安国際港務区が掲げる2018年目標「中国ーヨーロッパ間と中国ーアジア間を運行する貨物列車の車両総数1,000両」の実現にまた一歩近づいた。

当面は週１便の運行予定で、西安から中国西部地域の設備、電子製品、特産品を北欧５国（ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、デンマーク、アイスランド）を対象に輸出し、北欧方面からは家電、機械・電気設備、部品、食品（サーモン、ブルーベリー）等を輸入する。

西安は、「一帯一路」の陸路の起点として位置付けられており、貨物列車の運行を通して、中国と中央アジア・ヨーロッパ間の物流・貿易を深化させ、各国地域の経済を促進しWin-Winの実現に向けた取り組みを続けていく。

レポーター

東海日中西安デスク
代表　賈育林
（西安国際港務区
投資合作促進局
局長助理）

寄稿

中国労働仲裁、労働裁判の法制度及び実務（まとめ）

上海市華鑫法律事務所
弁護士　高秀智、高華鑫

（前号(8)の続き）

中国労働仲裁、労働訴訟をテーマとしたシリーズを2017年の２月号から今号まで労働仲裁及び労働訴訟の制度、判例等を中心に紹介してきた。今号では中国の労働仲裁、労働訴訟制度の最終号のまとめとして、近年における中国の労働仲裁、労働訴訟の現状、近年争議において発生した様々な問題、及び中国における日系企業の労働争議に対する処理等について紹介したうえで、総合的に検討したい。

１．2011年―2015年中国における労働仲裁、労働訴訟について

中国経済の発展に伴い、「労働契約法」、「労働契約法実施条例」、「労働争議調停仲裁法」等労働関連法律法規が相次いで実施され、中国における労働者保護は強化され、労働者の権利意識も高まったため、雇用企業と労働紛争が生じた際、労働仲裁や労働訴訟等の司法手続きにて労働紛争を解決しようとする動きが高まっている。それにより、近年は様々な労働争議案件が発生し、量的にも増加し、複雑化している。

中国国家統計局が公表した2011年―2015年の労働争議統計データ[1]に基づくと、近年の中国労働仲裁、労働訴訟の現状については以下の通りとなっている。

2011-2015中国労働争議関連データ

単位：万件

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
労働争議案件受理	58.9	64.1	66.6	71.5	81.4
労働争議案件終了	59.3	64.3	66.9	71.1	81.2
仲裁調停案件	27.9	30.3	31.2	32.2	36.3
仲裁裁決案件	24.5	26.9	28.3	31.3	36.8
雇用企業勝訴案件	7.4	7.9	8.3	8.3	9.1
労働者勝訴案件	19.6	21.3	21.8	25.0	28.8
双方一部勝訴案件	32.3	35.1	36.9	37.8	43.4
和解調停労働争議案件	19.4	21.3	21.6	22.7	25.8

1　詳細なデータについては中国国家統計局HPを参照（データは2017年11月17日当時の物で、HP閲覧の際には差異が生じている可能性もあり）：
http://data.stats.gov.cn/easyquery.htm?cn=C01&zb=A0S05&sj=2015

情報元：中国国家統計局

上述データから、近年の中国労働仲裁、労働訴訟は以下のような特徴があると考える。

（１）案件数について、近年における労働争議案件数は年々上昇傾向にある。2011年の労働争議案件受理数は589,244件だが、2015年には813,859件にまで増加し、当該５年間に22万件も増加している。2016年のデータはまだ公表されていないが、当該傾向に照らし合わせると2015年より増加していると考える。

（２）労働争議案件訴訟結果について、当該年度間において半数近くの案件は双方それぞれが一部勝訴となっている（2011年は54.48%、2012年は54.51%、2013年は55.15%、2014年は53.19%、2015年は53.43%）。

また、当該年度間における企業の全面勝訴案件は全体の約12%であるのに対して、労働者の全面勝訴案件は35%を占めている。これは中国労働法が労働者保護の傾向があることも理由に挙げられるが、中国の多くの企業、特に民営企業が労働法の遵守が不十分であるため、労働者が労働仲裁等を申し立てた場合、企業に非があると認められることも多いためであると考える。

（３）また、上記データからは、調停は労働争議を解決する重要な手段であると考えられる。仲裁調停終了案にしても、和解調停終了案にしても、2011年から2015年の調停における案件終了数は年々増加傾向にあり、労働争議を解決する手段として相当な比率を占める。このことを鑑みると、調停も労働争議における重要な解決手段であると考える。

そのほかに、北京市における2011－2015年の労働争議案件の受理状況は、2011年は18,054件、2012年 は20,553件、2013年 は20,287件、2014年 は20,235件、2015年は24,812件となっている。北京市において、2011年からの５年間は年々増加傾向にある。また、上海市における2011－2015年の労働争議案件の受理状況は、2011年は15,280件、2012年は13,413件、2013年 は13,021件、2014年 は12,706件、2015年は14,341件となっている。上海市においては北京市

とは異なり、労働争議案件数は横ばいである。明確な理由は不明だが、案件数においても、北京市よりも少なくなっている。

２．労働紛争における問題点

中国企業と労働者の法律意識の強化に伴い、労働案件は多様化、複雑化しており、労働契約満了後、労働契約解除に伴う紛争や、給与、福利、医療、労災等待遇が合法ではなかったことから引き起こされる紛争や、辞職、解雇等に不服のため生じた争議等もある。また、１つの案件において、１つの請求だけではなく、様々な請求や事実が含まれているものも多く、事案の解決を複雑にしている。

近年労働紛争において多く生じている問題について、以下の通り概要を紹介する。

（１）労働報酬の請求争議

これは労働争議において常に最も多い問題であり、給与の未払い、減給、残業代、有給休暇、ボーナス等の不払い等により生じる。これは企業の法的意識の欠如や人事管理上の問題により、期日に給与を支払うことができず、法定有給休暇を消化していない場合においても休暇給与を買い取っていないことにより生じる。

また、多くの企業は就業規則等において給与の計算や支払い方法等を詳細に規定しておらず、例えば、残業代をどのように計算するか、ボーナスの支払いは必須なのか、どのように支払うのか等を詳細に規定していない場合もある。この場合、労働仲裁、訴訟となった場合、企業規則制度の未規定により、労働仲裁委員または裁判官は労働者権利保護に重きをおいて労働者に傾いた裁決や判決を行うこともある。

労働報酬の請求争議において、企業が最も注意するべきと考えるのが有給休暇給与である。「従業員有給休暇条例」は2008年１月１日から施行され、既に10年近く経過しているが、多数の企業はまだそれほど重視しておらず、法定有給休暇を規定通りに実施していないだけではなく、従業員に未使用有給休暇も支払っていないことも多いことから、仲裁、訴訟で敗訴のリスクが高まることとなる。

（２）労働契約の違法解除

従業員が企業を起訴する大多数の場合は企業から辞職勧告されたり、解雇されたりする場合が多く、違法労働契約解除により生じた労働紛争は非常に多い。

「労働契約法」等関連法律において企業が一方的に労働契約を解除する場合、手続き上厳格な規定があり、制限も多い。また、「労働契約法」の関連規定に符合する場合でも、企業はまず配置転換を行う、または１か月前に労働契約解除を通知しなければならず、労働組合に理由を通知しなければならない場合もある。

法定労働契約解除条件を満たしていない状態で従業員を解雇した場合、または解除手続きが法に厳格に乗っ取っていない場合、仲裁や訴訟において違法労働契約解除とみなされる場合も多い。この場合、雇用契約の継続を命じられるだけではなく、従業員に対して法定経済補償金の２倍を基準とした違法労働契約解除賠償金を支払わなければならない。このような場合、経済面での損失だけではなく、人事管理の面においても企業に悪影響を与える可能性も高い。また、労働契約の解除に際して、企業が十分な証拠があると考えていても、仲裁委員や裁判官は当該証拠を解雇の正当性を証明する証拠であると考えるかは不明であり、これにより敗訴した場合、企業内部の人事管理に悪影響を与える可能性もある。無用なリスクを防ぐために、事前に弁護士や企業所在地の労働組合等に確認をするのが良いと考える。

（３）試用期間について生じる争議

試用期間は企業と従業員が相互に理解し、選択、契約締結を考える考察期であり、労働契約履行過程において最初に紛争が生じる時期である。試用期間中容易に発生する争議としては、試用期間中労働契約を締結しない、または別途「試用期間契約」を締結する、試用期間においてどのように合法的に従業員を解除するか、試用期間を延長するか、社会保険の支払い等が挙げられる。

上述争議において、企業が最も注意するべきなのが従業員の解雇についてである。「労働契約法」の規定では、企業が試用期間中に従業員を解雇する場合、通常従業員が採用条件を満たさないことを証明する必要がある。但し、企業によっては採用条件を詳細に規定しておらず、協力的ではない、協調性がないとの理由で従業員を直接解雇する企業も存在する。このような抽象的で判断が難しい採用条件では、企業が労働仲裁、訴訟において立証することは難しくなり、敗訴のリスクが高まる。

また、試用期間内に労働契約を締結せず、試用期間終了前または終了後に労働契約を締結するような企業も存在する。この場合、「労働契約法」の規定では、労働関係が存在しているが、書面労働契約を締結していない場合、企業は労働関係が生じた日から１か月以内に書面労働契約を締結しなければならないと規定されており、これに違反して労働契約を締結していない場合、従業員は１カ月を超えた期間について２倍の給与を要求することができる為、留意する必要がある。

なお、試用期間を延長することができるかについては、2016年10月号「労働契約試用期間延長の可否について～法的実務の見地から事例検証～」において詳細に紹介、検討しており、ご参照頂きたい。

（４）医療期間に生じる争議

従業員が病気により発生した医療期間における紛争は労働争議の中で最も重要な問題ではないかと考える。所謂医療期間とは法律が規定する、従業員が病気または非労災により負傷した場合に治療のため出勤を停止するが、企業は労働契約を解除することができない期間であり、従業員の医療期間中、企業は一方的に労働契約を解除することはできない。労働仲裁、訴訟においては、労働者保護の傾向が強いため、労働者の医療期間、病気休暇給与等を処理する際、慎重に行うべきだと考える。また、中国各地方において医療期間及び病気休暇給与の計算は方法が異なることも多いため、地方に子会社や事務所がある企業の場合、注意が必要である。

しかし実務において、労働法律法規は病気の従業員に対して強く保護を行っているため、企業が病気休暇管理において厳格に管理しない場合、従業員が企業と矛盾が生じた場合、病気をねつ造し、病気休暇及び給与を騙し取ろうとする場合も多くある。そのため、病気休暇を与えるとしても、就業規則等において、チェック、管理体制を構築し、管理することが重要なのではないかと考える。

（５）労災により生じた紛争

病気以外に、労災が生じた際にも労働紛争が生じる可能性が多くある。実務において、労災により生じる問題とは労災待遇をどうするのか、法定労災待遇を提供していない、または従業員に労災保険を掛けていない、特殊な状況において負傷した場合に労災となるか等の場合に争議が生じることが多い。労災紛争とは企業と従業員間の紛争である場合もあり、企業が政府機関が下した労災認定に不服がある場合に提起する行政異議申し立てまたは行政訴訟も含まれる。

（６）女性従業員の「三期」間に発生した紛争

「妊娠期、産休期、授乳期」中の所謂「三期」中の女性従業員は、「労働法」、「労働契約法」等法律法規において業務環境、業務待遇などの面から特殊な保護がある。現行の中国労働法では女性従業員の妊娠、授乳の際に産前検査休暇、産前休暇、産休、授乳休暇等各種休暇が存在し、女性従業員は休暇を享受する権限を有する。通常、「三期」中の女性従業員について企業は独断で労働契約を解除することができず、実務においても「三期」中の女性従業員に対して労働仲裁及び裁判所は保護傾向にある。そのため、「三期」中の女性従業員の人事管理について慎重に実施する必要がある。

（７）サービス期間についての紛争

外資企業は従業員の研修等を重視しており、従業員を海外研修へ派遣する場合、サービス期間についての協議書を締結することも多い。それにも関わらず、研修終了後、サービス期間の約定に違反し転職する場合、サービス期間の継続、違約金等紛争が生じる。

事実上、従業員の辞職後労働契約の履行を継続することは客観的に不可能であり、紛争は主に違約金の支払いについて生じることが多い。法律規定では、サービス期間違約金はサービス期間の未履行部分に応じた研修費用となっていることから、企業は研修を行う場合、研修費用についての証拠書類をきちんと保管し、将来的な訴訟準備を行うことが良いと考える。

（８）競業制限協議違反により生じた紛争

企業の一部従業員、特に高級管理職員、高級技術者等は、在職期間企業の経営、技術について熟知しており、これら従業員が競合関係にある他企業へ転職した場合、原企業の強力なライバルとなり、原企業の企業秘密等を知りえることもあるため、濫用する可能性もあり、企業に多大な悪影響を与える可能性があ

る。そのため、企業は上記秘密情報を知り得ている従業員と競業制限協議を締結することは重要である。

競業制限協議違反により生じた紛争とは、従業員が協議約定に違反し協業関係がある他企業へ転職する場合や、競業制限協議を締結したにも関わらず、企業が競業制限補償金を支払っていない場合の取り扱いや、違約金の金額について等が挙げられる。現在中国労働法律法規は競業制限違反について詳細な規定はなく、労働仲裁、訴訟は競業制限協議の具体的な規定に基づき裁決または判決を行うことも多い。

3．中国における日系企業の労働争議処理についての解釈・検討

現在、中国における日系企業は中国企業に比べて法を遵守しており、法的意識も高く、労働人事、社会保険、安全生産等法律法規規定を重視しており、労働環境は良いと考える。しかし、日系企業においては人事変動が頻繁に起こることから、給与調整に関する紛争が生じることが多い。また、問題が生じたとしても通常は双方の協議により問題を解決しようとする動きが多く、企業としては労働仲裁、訴訟等を避ける傾向にあるため、まだまだ受動的である。また、日系企業の管理者は数年に１度交代する傾向が高いため、従業員との契約書についての引継ぎがうまくいかないために、契約書等を紛失し、それにより企業の主張を立証することができず、賠償を求められる場合も多い。

客観的に、2011年から2015年のデータから、企業が完全勝訴した案件比率は決して高くはないが、双方の一部勝訴案件は53%−55%を占めており、労働仲裁、訴訟であっても、きちんとした理由、証拠があれば、企業としても、勝訴できる可能性は十分にある。

例えば、《中国労働仲裁、労働裁判の法制度及び実務（４）》（2017年５月号）における従業員が業務を満足に処理することができないことを理由に労働契約を解除した判例（案件番号：（2015）穂中法民一終字第7443号）を検討した。実務上、業務を満足に処理することができないことを理由に労働契約を解除することは企業にとって難しい。これは「従業員が業務を満足に処理することができないことを客観的に認定することは難しいからである。当該判例においては企業の日常人事管理が比較的行き届いており、事前に「業務職責確認書」を作成しており、当該確認書において従業員の具体的な職責について詳細な基準が規定されており、従業員の署名もされていた。また解雇の際にも「労働契約法」の関連手続きに厳格に基づいており、企業としては最終的に労働仲裁、訴訟において勝訴することができた。

また、《中国労働仲裁、労働裁判の法制度及び実務（５）》（2017年７月号）においても試用期間内に妊娠中女性従業員を解除した案件を紹介した。通常、妊娠中の女性従業員を企業は一方的に労働契約解除することはできない。但し当該案件においては、当該女性従業員は虚偽の履歴書、書類を提出していたことから、労働契約の約定及び誠実信用原則に厳重に違反していたため、労働仲裁、訴訟において労働契約解除は合法と判断された。

上述判例から、労働仲裁委員会及び裁判所は労働者保護傾向があるとしても、企業が絶対不利となる立場でもないことがわかる。企業としては、法律法規規定を遵守し、合法的、合理的に従業員との労働関係を構築していけば企業が労働訴訟において勝訴する可能性も高くなる。労働仲裁、訴訟における今後の傾向がどのようになるかは明確ではないが、企業においては引き続き、法律法規を遵守し、必要書類を適切に保管し、必要時は企業所在地の労働組合や関連行政所轄官庁、弁護士へ相談、確認し、問題解決を進めているのが良いと考える。

＜執筆者プロフィール＞

上海市華鑫法律事務所

弁護士　高秀智

華東政法大学法律学院（民商法）卒業後、慶應義塾大学大学院法学研究科博士前期課程を修め、2012年4月に上海市華鑫律師事務所に入所、対中取引、日系在華企業の企業法務を担当。

弁護士　高華鑫

上海市高級人民法院、上海市司法局での勤務を経て、1984年6月から日本の大江橋法律事務所にて勤務、外国法事務弁護士として大阪弁護士会に登録、1998年5月に上海華鑫律師事務所を開設し、対中投資、取引、仲裁、裁判事件の最前線で活躍。2016年6月に（一社）東海日中貿易センター中国法律顧問に就任。

〈中国短信〉

◆在日中国人　過去最高70万人

日本に居住している中国人が過去最高の70万人を突破したことが明らかになった。これは法務省が発表した今年６月末時点の日本国内における在留外国人統計によるもので、中国大陸籍のほか、香港・マカオ籍を含み、台湾籍を除いた人数。

中国人は711,486人で、16年末からの６か月間に15,694人、率にして2.3％増加した。

一方、同期間にベトナム人が32,572人（16.3％）増えるなど、中国籍以外の外国人の増加も目立っており、その結果、中国人が外国人全体に占める割合は28.8％と、16年末比で0.4％ポイント低下している。

17年6月末時点の在留外国人数
上位5カ国・地域

国籍・地域	人数	構成比(%)	対前年末増加率(%)
外国人総数	2,471,458	100.0	3.7
中　国	711,486	28.8	2.3
韓　国	452,953	18.3	-0.0
フィリピン	251,934	10.2	3.4
ベトナム	232,562	9.4	16.3
ブラジル	185,967	7.5	2.8

◆湖北省、浙江省が最低賃金を改定

湖北省が11月から月額1,750元、浙江省が12月から月額2,010元に最低賃金を引き上げる。これで中国大陸の31地域（省および同格の市、自治区）と独自に最低賃金を決められる広東省深圳市を加えた32地域のうち、17年は18地域で最賃の改定が行われたことになる。16年は９地域にとどまっていた。

17年に最賃改定に踏み切った地域が増加した背景に、前年に改定を先送りにしてきた地域が多かったという側面がある。他方、17年に入って以降、広東省と四川省のように２年連続して最賃の引き上げを見送った地域もあり、17年も16年と同様、地域によって判断が二分する傾向が続いている。

尚、江西省は11月３日に早くも18年１月から最賃を引き上げることを発表している。

◆アリババ「独身の日」の取引3兆円に迫る

中国ネット通販最大手のアリババは11月11日「独身の日（双十一）」、自社が運営するECサイトのT-mall（天猫）、タオバオ（淘宝網）による24時間の取引額が前年比39.4％増の1,682億元（約2.8兆円）に達したと発表した。11日、日付が変わった28秒後に同セールによる取引額は10億元超えし、３分後には100億元、午前９時には1,000億元を突破したという。

ネット通販２位の京東（JD）も11月１日から11日までセールを実施し、総取引額で1,271億元（約2.1兆円）を突破した。

11月は国慶節と春節の間で消費のボトム期にあたり、中国ネット通販で約８割のシェアを持つアリババが消費刺激策として2009年に「11月11日」を「独身の日」として大規模セールとして仕掛け、その後に他社が追随。現在はネット通販の日として定着している。

◆中国女性就業者４割越え維持

中国国家統計局は10月27日、女性の社会進出に関する分析結果を発表した。これは国務院が2011年に発表した2020年までの政府目標「中国女性発展要綱（2011 ～ 2020年）」に基づくもので、2016年末時点の全就業者に占める女性の割合は43.1％で、40％以上の維持を掲げた政府目標を上回っていた。都市部で働く女性の数は6,518万人と、2010年の1,656万人から約４倍増えた。

16年の企業の董事会（取締役会）で董事を務める女性の割合は39.9％、また監事会（監査役会）で監事を務める女性の割合は40.1％で、2010年比ではそれぞれ7.2ポイントと4.9ポイント上昇した。

◆地域別消費　上海・北京の強さ際立つ

17年１－９月の中国各地の１人あたりの消費が、31ある中国大陸の一級行政区で最も多かったのは上海の29,440元で、北京が27,448元と続いた。

同時期の全国平均は13,162元（前年同期比7.5％増）で、天津、浙江、広東、江蘇、福建、遼寧、内蒙古を含む上位９地区が全国平均を上回った。

中国経済データ

＜ご注意＞
伸率は前年同期比を％で表示。減少は▲または－で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

日本の対中貿易（日本側統計）

単位：億円、％

年　月	輸　出		輸　入		差　引	
	金　額	伸　率	金　額	伸　率	金　額	備　考
2011年	129,021	▲1.4	146,419	9.2	▲17,398	赤字拡大
2012年	115,091	▲10.8	150,387	2.7	▲35,296	赤字拡大
2013年	126,252	9.7	176,600	17.4	▲50,348	赤字拡大
2014年	133,815	6.0	191,765	8.6	▲58,238	赤字拡大
2015年	132,293	▲1.1	194,204	1.3	▲57,950	赤字拡大
2016年	123,619	▲6.5	170,164	▲12.4	▲46,544	赤字縮小
2017年10月	13,541	26.0	16,198	14.3	▲2,657	赤字縮小
2017年1-10月	120,041	20.6	149,231	6.3	▲29,190	赤字縮小

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

10月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

			金　額	構成比
輸出	総額		66,931	100.0
	内訳	アメリカ	12,817	19.1
		ＥＵ	7,534	11.3
		アジア	37,124	55.5
		うち中国	13,541	20.2
輸入	総額		64,077	100.0
	内訳	アメリカ	6,370	9.9
		ＥＵ	8,037	12.5
		アジア	32,023	50.0
		うち中国	16,198	25.3

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

10月の主な増減品目

単位：％、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1	半導体等製造装置	123.0	3.5
		2	有機化合物	42.2	1.7
		3	プラスチック	28.9	1.7
輸入	増加	1	衣類･同付属品	19.8	2.2
		2	通信機	4.8	0.9
		3	電算機類（含周辺機器）	11.2	0.8

出所：日本・財務省

名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、％

年月	輸　出			輸　入			差　引	
	金　額	伸　率	全国比	金　額	伸　率	全国比	金　額	備　考
2011年	22,941	2.6	17.8	18,835	15.4	12.9	4,106	黒字縮小
2012年	20,594	▲10.2	17.9	19,512	3.6	13.0	1,082	黒字縮小
2013年	23,913	16.1	18.9	20,971	7.5	11.9	2,942	黒字拡大
2014年	25,217	5.5	18.8	22,515	7.4	11.7	2,702	黒字縮小
2015年	24,687	▲2.1	18.7	23,725	5.4	12.2	962	黒字縮小
2016年	23,614	▲4.3	19.1	20,674	▲13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年10月	2,460	13.8	18.2	1,822	12.6	11.2	638	黒字縮小
2017年1-10月	22,885	21.7	19.1	17,996	4.8	12.1	4,889	黒字拡大

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆
※名古屋税関管内　国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港
国際空港：中部空港、静岡空港

10月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

			金　額	構成比
輸出	総額		15,749	100.0
	内訳	アメリカ	4,128	26.2
		ＥＵ	2,264	14.4
		アジア	5,949	37.8
		うち中国	2,460	15.6
輸入	総額		7,473	100.0
	内訳	アメリカ	622	8.3
		ＥＵ	997	13.3
		アジア	4,067	54.4
		うち中国	1,822	24.4

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

10月の主な増減品目

単位：％、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1	金属加工機械	83.9	2.4
		2	科学光学機器	123.1	2.1
	減少	1	半導体等電子部品	▲16.8	▲0.6
輸入	増加	1	衣服及び同附属品	19.4	2.6
		2	音響・映像機器（含部品）	43.8	1.1
	減少	1	がん具及び遊戯用具	▲27.3	▲1.2

出所：名古屋税関

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

中国への輸出額の月別伸率（%）

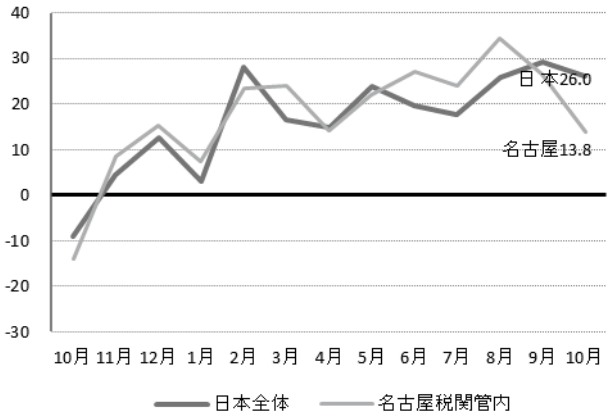

中国からの輸入額の月別伸率（%）

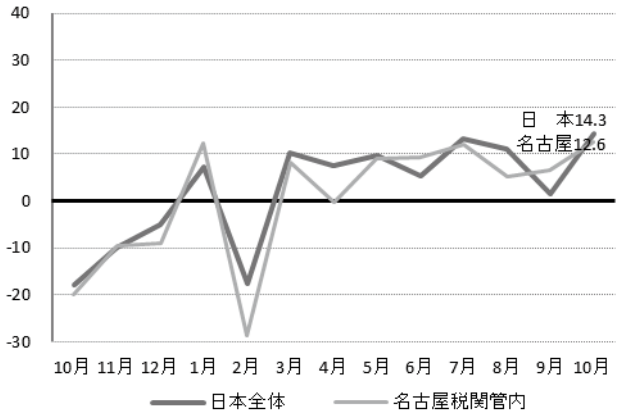

日本の輸出における中国構成比の推移（%）

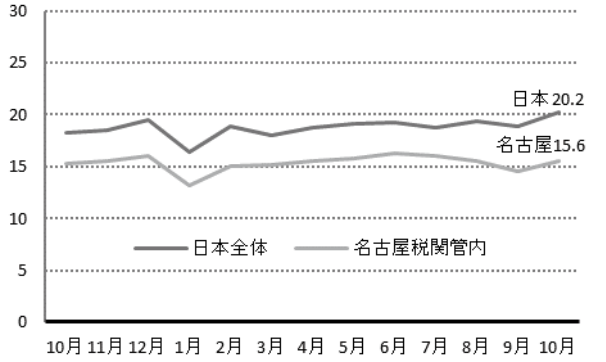

日本の輸入における中国構成比の推移（%）

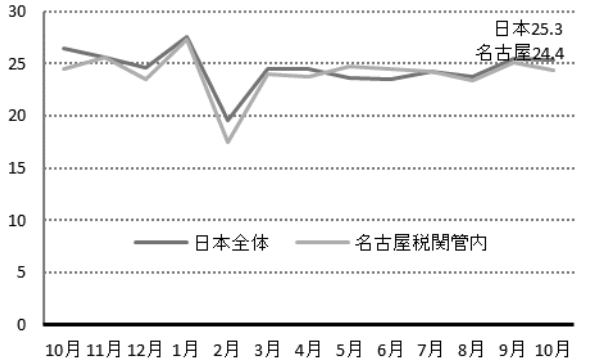

中国の貿易

単位：億ドル（金額）、%（伸率）

年月	輸　出		輸　入	
	金　額	伸　率	金　額	伸　率
2010年	15,778	31.3	13,962	38.8
2011年	18,986	20.3	17,436	24.9
2012年	20,489	7.9	18,178	4.3
2013年	22,100	7.9	19,503	7.3
2014年	23,427	6.1	19,602	0.4
2015年	22,766	▲2.8	16,821	▲14.1
2016年	20,974	▲7.7	15,875	▲5.5
2017年10月	1,890	6.9	1,508	17.2
2017年1-10月	18,210	7.4	14,862	17.2

出所：中国税関総署

中国対外貿易の月別伸率（%）

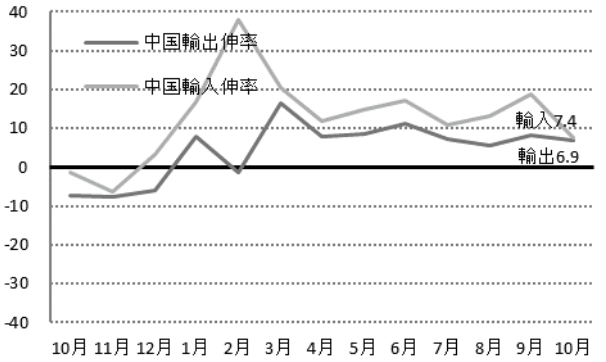

中国の外資導入

単位：件（件数）、億ドル（金額）、%（伸率）

年　月	件　数		実行ベース金額	
	件　数	伸　率	金　額	伸　率
2010年	27,406	16.9	1,057.4	17.4
2011年	27,712	1.1	1,160.1	9.7
2012年	24,925	▲10.1	1,117.2	▲3.7
2013年	22,773	▲8.6	1,175.9	5.3
2014年	23,778	4.4	1,195.6	1.7
2015年	26,575	11.8	1,262.7	5.6
2016年	27,900	5.0	1,224.3	▲3.0
2017年10月	2,633	104.4	90.9	3.1
2017年1-10月	26,174	15.9	1004.3	▲3.5

出所：中国商務部　※金融セクターを除く。
金額は中国人民銀行発表のレートで元からドルに換算。
10月の平均レート　：1ドル＝6.6154元
1-10月の平均レート：1ドル＝6.7576元

中国外資導入の月別伸率（%）

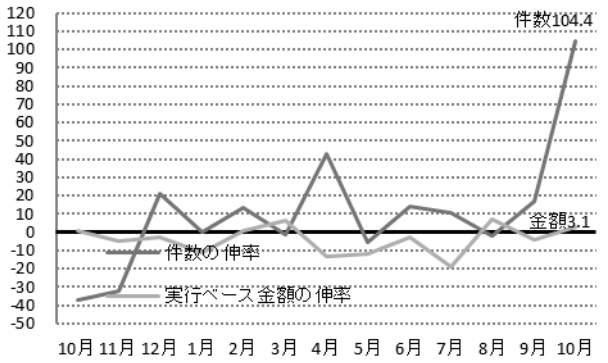

中国の物価動向

消費者物価指数ＣＰＩ（%）

	10月	1-10月
消費者物価指数	1.9	1.5
うち都市	1.9	1.6
農村	1.7	1.2
うち食品	▲0.4	▲1.6
食品以外	2.4	2.3
うち消費財	1.1	0.7
サービス	3.2	3.0

出所：中国国家統計局

工業生産者物価指数ＰＰＩ（%）

	10月	1-10月
工業生産者物価指数（ＰＰＩ）	6.9	6.5
うち生産資材	9.0	8.6
うち採掘	14.7	23.2
原材料	11.6	12.1
加工	7.5	6.1
生活資材	0.8	0.7
うち食品	0.6	0.7
衣類	0.9	1.3
一般日用品	1.9	1.2
耐久消費財	0.0	▲0.1
工業生産者仕入物価指数	8.4	8.4
うち燃料、動力類	10.6	14.2

※工業生産者物価指数（ＰＰＩ）＝出荷価格指数＝卸売指数
出所：中国国家統計局

ＣＰＩとＰＰＩの月別推移（%）

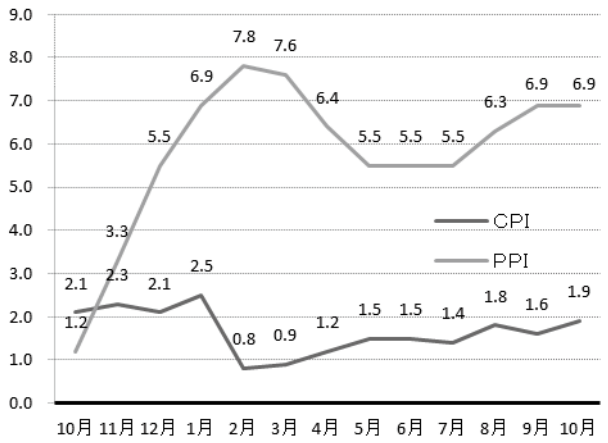

中国の消費財小売総額の伸率（%）

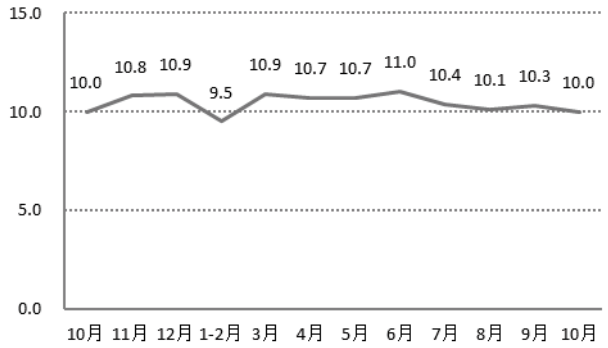

出所：中国国家統計局

中国の景気先行指数

製造業ＰＭＩ

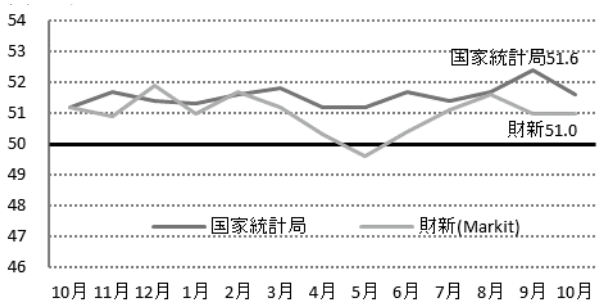

※製造業ＰＭＩ＝製造業購買担当者景気動向指数
景気後退＜50＜景気拡大

非製造業（サービス業）ＰＭＩ

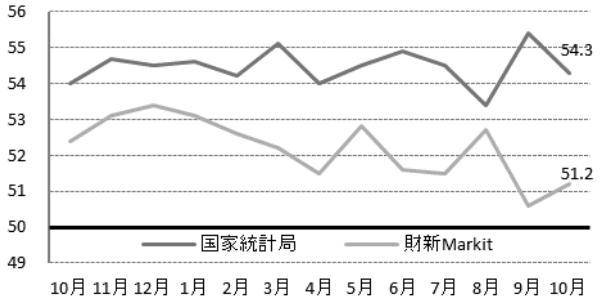

中国の固定資産投資

1-10月の固定資産投資

		投資額（億元）	伸率（%）
固定資産投資		517,818	7.3
産業別	第一次	17,096	13.1
	第二次	193,533	2.7
	第三次	307,189	10.0
地域別	東部	218,371	8.1
	中部	131,460	7.4
	西部	138,028	9.0
	東北	26,407	▲3.2

固定資産投資の伸率（%）

出所：中国国家統計局

中国の不動産開発投資の伸率（%）

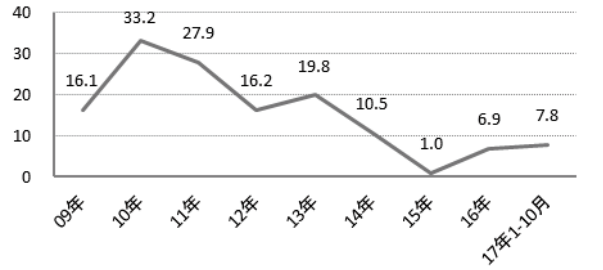

出所：中国国家統計局

中国の工業

工業付加価値の伸率（%）

	10月	1-10月
一定規模以上の工業生産	6.2	6.7
内訳　鉱業	▲1.3	▲1.6
製造業	6.7	7.2
電気・ガス・熱・水生産供給業	9.2	8.5
内訳　国有企業	6.6	6.8
集団企業	3.6	0.7
株式制企業	6.1	6.7
外資系企業	6.5	7.0

出所：中国国家統計局

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率（%）

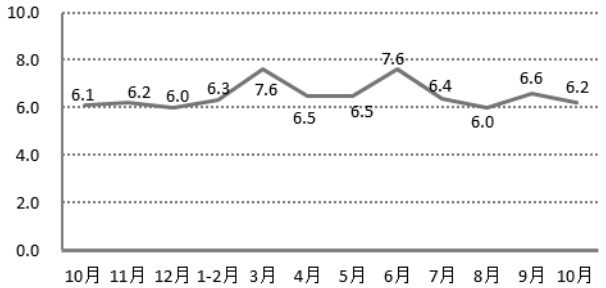

出所：中国国家統計局

一日当たりの発電量の月別伸率（%）

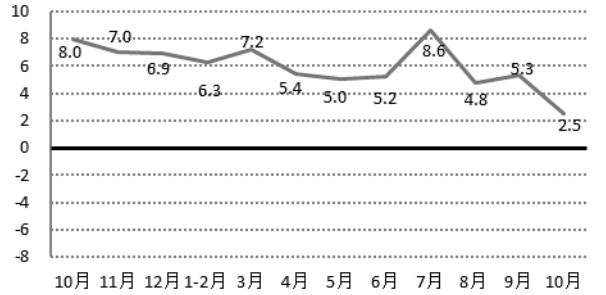

出所：中国国家統計局

粗鋼生産量の月別伸率（%）

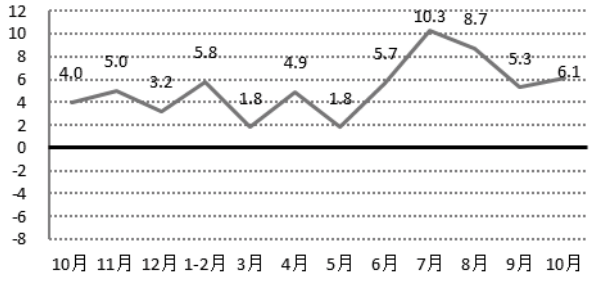

出所：中国国家統計局

中国の財政収入の伸率（歳入、%）

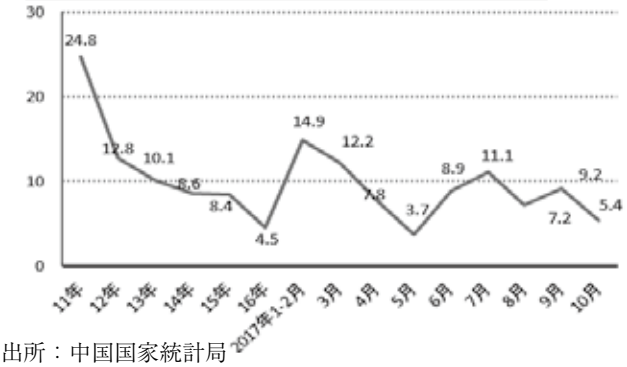

出所：中国国家統計局

中国の自動車販売台数

台数：万台

年月	自動車		
		乗用車	商用車
2011年	1,850	1,447	403
2012年	1,930	1,550	381
2013年	2,198	1,793	406
2014年	2,349	1,970	379
2015年	2,460	2,115	345
2016年	2,803	2,438	365
17年10月	270	235	35
17年1-10月	2,293	1,950	343

出所：中国汽車工業協会 ※中国国産車のみ。輸入車を含まず。

自動車販売台数の月別伸率（%）

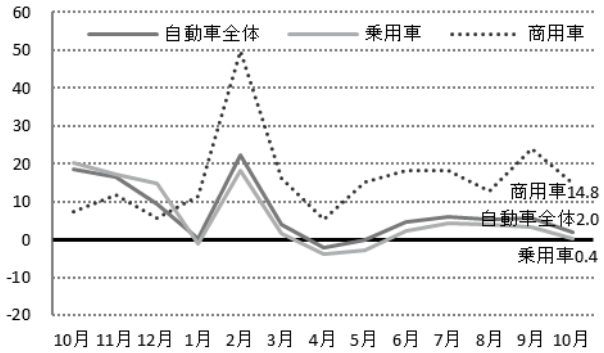

日系乗用車のシェア推移（%）

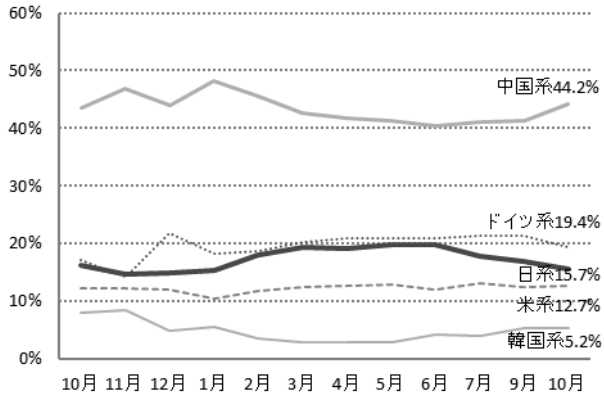

中国からの訪日旅行客数

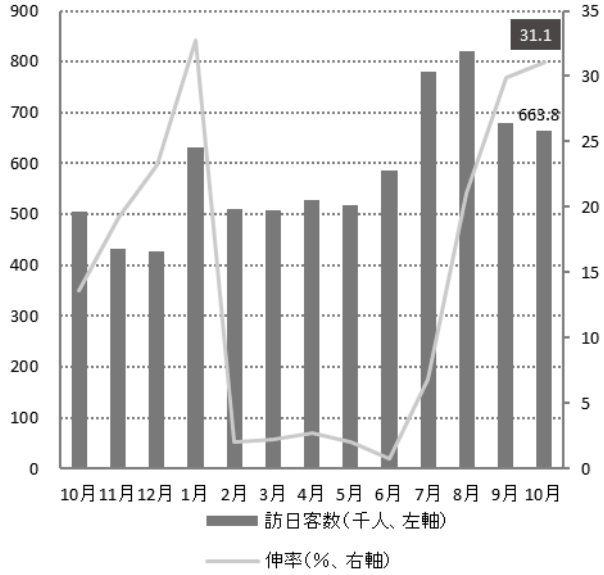

出所：日本政府観光局